◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合広域圏連絡会議運営要綱

昭和 45 年 5 月 1 日

改正 平成 5 年 4 月 1 日

平成13年10月4日

平成 24 年 3 月 30 日

平成 21 年 1 月 13 日

平成 16 年 3 月 22 日

平成 18 年 1 月 25 日

(目的)

第1条 この要綱は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合行政組織規則(平成5年規則第1号)第5条の規定に基づき、広域圏副市町長会議の補助機関として別表に掲げる者(以下「参与」という。)をもって組織する福井坂井地区広域市町村圏事務組合広域圏連絡会議(以下「広域圏連絡会議」という。)の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 広域圏連絡会議は、参与をもって組織する。

(任務)

- 第3条 広域圏連絡会議は、次に掲げる事務の管理及び執行に関する基礎的な事項について連絡調整 を図る。
 - (1) 広域市町村圏計画の策定に関する事務
 - (2) 広域市町村圏計画に基づく事業の執行及び管理に関する事務
 - (3) 広域市町村圏計画実施の連絡調整に関する事務
 - (4) 広域行政に関する総合連絡調整
 - (5) 広域行政に必要な調査研究及び資料の収集

(招集)

- 第4条 広域圏連絡会議は、管理者が招集する。
- 2 広域圏連絡会議招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を付記しなければならない。 (代理出席等)
- **第5条** 参与がやむを得ない事情により広域圏連絡会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 2 参与又は代理者がともに出席できないときは、あらかじめその旨を管理者に届出なければならない。

(会議)

- 第6条 広域圏連絡会議は、過半数以上の参与が出席しなければ開くことができない。
- 2 広域圏連絡会議の議長及び副議長は、参与の互選による。
- 3 広域圏連絡会議は、必要があると認める場合は関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。 (異動等の報告)
- 第7条 関係市町長は、参与に変更があったときは、後任者の職、氏名及び異動年月日を直ちに管理者に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和45年5月1日から施行する。

附 則(平成5年4月1日)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年10月4日)

この要綱は、平成13年10月5日から施行する。

附 則 (平成16年3月22日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月25日)

この要綱は、平成18年2月13日から施行する。

附 則 (平成21年1月13日)

この要綱は、平成21年1月13日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表 (第1条関係)

市にあっては、企画担当部長及び企画、人事、財政担当課長、町にあっては、総務、企画、財政担当課長